

令和5年度鳥獣被害防止総合対策事業入札公告

下記のとおり、一般競争入札に付します。

記

1. 対象事業

- ① 事業名
- (1) 令和5年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業
防護柵設置に係る電気柵等購入事業
(毎床地区)
 - (2) 令和5年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業
箱わな購入事業
 - (3) 令和5年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業
誘導捕獲柵わな設置及び鳥獣感知センサーに係る機材等
購入事業
 - (4) 令和5年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業
サル用移動式捕獲柵わな購入事業
 - (5) 令和5年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業
球磨村特産処理加工施設に係るジビエ管理システム導入事業
 - (6) 令和5年度鳥獣被害防止総合対策交付金事業
球磨村特産処理加工施設に係る金属検出機購入事業
- ② 事業の目的
- (1) イノシシやニホンジカ等の農地への侵入を防ぐため、集落・山林間に柵を設置し、鳥獣との生息環境の棲み分けを図ることで、鳥獣による農作物被害の減少、農家の営農意欲減衰及び耕作放棄地増加の防止を図ることを目的とする。
 - (2) イノシシやニホンジカ等の大型獣及びアナグマ等の小型獣などの有害鳥獣による農作物被害の減少を図るため、被害の多い地域への箱わな設置を行い、有害鳥獣の捕獲推進を目的とする。

- (3) ゆずりは牧場内における牧草へのシカ被害が増加しており、敷地内においてシカの群れ（20～30頭）での目撃情報も多数発生している。誘導捕獲柵わなの整備を行い、敷地内のニホンジカの捕獲による頭数調整を行うことにより、牧草等への被害減少、畜産業者の生産意欲減退の防止を図ることを目的とする。
- (4) 村内における農地等へのサル被害が増加しており、各集落内においてサルの群れ（10～30頭）での目撃情報も多数発生している。サル用移動式捕獲柵わなの整備を行い、村内のサルの捕獲による頭数調整を行うことにより、農地等への被害減少、農家の生産意欲減退の防止を図ることを目的とする。
- (5) 球磨村特産処理加工施設において、有害鳥獣駆除として捕獲したシカを搬入し、シカ肉として販売を行っている。ジビエ管理システムを導入することにより、施設内での作業の効率化及び商品の管理体制の向上を図ることを目的とする。
- (6) 球磨村特産処理加工施設において、有害鳥獣駆除として捕獲したシカを搬入し、シカ肉として販売を行っている。金属検出器を導入することにより、商品の安全性の確保を図り、販路拡大により捕獲シカ肉の更なる有効活用及び捕獲活動の活性化を目的とする。

- ③ 事業の内容
 - (1) 別紙入札仕様書・資材数量内訳書のとおり。電気柵・ゲートを設置するために必要な資材を調達し、設置地区に納入する。
 - (2) 別紙入札仕様書・資材数量内訳書のとおり。大型獣及び小型獣用の箱わなを設置するために必要な資材を調達し、指定箇所に納入する。
 - (3) 別紙入札仕様書・資材数量内訳書のとおり。誘導捕獲柵わなを設置するために必要な資材を調達し、設置箇所に納入する。
 - (4) 別紙入札仕様書・資材数量内訳書のとおり。サル用移動式捕獲柵わなを設置するために必要な資材を調達し、設置箇所に納入する。
 - (5) 別紙入札仕様書のとおり。
 - (5) 別紙入札仕様書のとおり。

- ④ 納入場所 (1) (2) (3) (4) 球磨村有害鳥獣被害対策協議会が指定する場所
- (5) (6) 球磨村特産処理加工施設内

2. 競争入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

本案件参加者は、次のすべての要件をみたすことを条件とする。

- ① 県内に事業所を有しているものであること。(対象電気柵)
- ② 九州内に事業所を有しているものであること。(対象箱わな、誘導捕獲柵わな、サル用移動式捕獲柵わな、ジビエ管理システム、金属検出機)
- ③ メーカーが日本電気さく協議会会員であること。(対象電気柵)
- ④ 次のいずれかに該当するものは、入札に参加できない。
 - ア 成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ていない者
 - イ 地方自治法施行令 167 条の 4 第 2 項各号の規定に該当するもので、その事実があった後 2 年を経過していない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号) 第 2 条第 2 号に規定する暴力団及びその構成員並びに暴力団の利益となる活動を行なう者
 - エ 経営状態が著しく不健全である者
 - オ 農林水産省の機関から指名停止の措置を受けていない者

3. 入札方法

入札金額は上記件名に係る代金額の上限としての総価を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、落札者の入札書に記載された金額に消費税額{(入札書に記載された金額の 10%)(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)}を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は消費税に係わる課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の 110 分 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4. 入札締切

令和 6 年 1 月 17 日(水)

郵便入札による場合は令和 6 年 1 月 17 日(水)午後 5 時 00 分までに入札書が球磨村有害鳥獣被害対策協議会事務局(球磨村役場産業振興課内)に到着するように、提出すること。

5. 入札の無効

本公告に示した競争参加に必要な資格のない者の行った入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

6. 入札保証金及び契約保証金

- ① 入札保証金は納めないこととする。
- ② 契約保証金は納めないこととする。

7. 落札者の決定方法

入札締切日後、本協議会会議で落札者を決定する。予定定価格の制限の範囲内で、かつ有効な入札を行った者を落札者とする。

8. 契約書作成の要否

契約締結に当っては、契約書を作成するものとする。

9. その他

本公告に記載なき事項は入札仕様書による。

以上公告する。

令和6年1月10日

球磨村有害鳥獣被害対策協議会
会長 松谷 浩一